

令和2年3月伊那市議会定例会 請願・陳情文書表

令和2年2月18日

番号	件名	提出者	付託委員会	紹介議員
23-1	国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）	上伊那社会保障推進協議会 代表 小林 伸陽	社会委員会	
23-2	特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める陳情（陳情）	伊那市高遠町 矢澤 親男	総務文教委員会	
23-3	太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定を求める請願（請願）	芝平太陽光発電施設建設に反対する会 代表 塩田 三枝子	社会委員会	宮原 英幸
23-4	「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）	上伊那地区労働組合連合会 議長 唐澤 功	経済建設委員会	



(23-1) 国に対して「国民健康保険料（税）引き下げのため国庫負担の増額を求める意見書」の提出を求める陳情（陳情）

平成30年4月1日から、国民健康保険の財政運営が都道府県に移管されましたが、国民健康保険は、被用者保険に加入していない75歳未満の全ての人を対象としているため、所得水準の低い加入者が多く、被保険者の保険料（税）の負担は重いものとなっています。

現状において、国民健康保険は、被保険者の保険料（税）と、国、県、市町村の負担金などで賄われていますが、被保険者の負担を軽減させるためには、国庫負担割合の引き上げを含めた財政基盤強化策を充実させるなど、適切な措置を講じる必要があります。

年々高くなる国民健康保険料（税）をつくり出している主な原因は、国民健康保険への国庫負担割合を、1984年以来50%から半分以下まで減らし続けてきたからです。

政府の試算でも国民健康保険加入者の平均保険料（一人当たり）は、協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍と格差が生じています。家族数に応じてかかる「均等割」も格差拡大の要因となっています。

全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体も、「国民健康保険を持続可能とする」ために、国民健康保険の国庫負担の増額を政府に要望し続けており、公費を1兆円投入して国民健康保険を「協会けんぽ」並みの負担率にするよう求めています。

以上のことから、下記事項が実現されますよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

記

- 1 国民健康保険料（税）を「協会けんぽ」の保険料並みに引き下げするため、国庫支出金を抜本的に増額すること

(23-2) 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律及び特定複合観光施設区域整備法の廃止を求める陳情（陳情）

カジノを含む統合型リゾート（以下「IR」という。）は、カジノのほか、国際会議場や展示施設、大規模な宿泊施設などを備えた観光施設であります。政府は、観光振興や雇用創出につながるとし、今年の東京五輪・パラリンピック後の成長戦略の目玉として推進してきました。

2016年12月の特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律（以下「IR推進法」という。）の審議では、賭博罪との関係・不正な資金の洗浄（マネーロンダリング）・ギャンブル依存症の増加・施設周辺での治安悪化・青少年への影響など、数々の問題点が懸念される中、衆議院内閣委員会において採決が強行されました。また、2018年7月、同委員会において特定複合観光施設区域整備法（以下「IR整備法」という。）が審議されましたが、IR推進法と同様に強行採決が行われました。

こうして、刑法が禁止している賭博を例外的に認めるカジノに道を開いたのであります。

このIR推進法の採決を強行した委員長は元内閣府副大臣でしたが、IR事業に参入を目指している中国企業から賄賂を受け取ったとして、昨年12月に収賄容疑で逮捕されました。また、同中国企業は、閣僚経験者や現職政務官ら数人の国会議員に現金を配ったと供述しており、収賄事件に発展するのではないかと思われまます。

このIR関連2法の審議の際に心配された不正な資金の流れが、IR開業前に起こってしまいました。これは、IR政治汚職といっても過言ではなく、現政権が成長戦略の柱にしているIRの正当性が根底から問われることになりました。首相は、国民的な理解が必要と言っていますが、最近の世論調査では63%の国民がIRに反対しています。このカジノ利権の解明なくして国民の理解は得られません。内閣府の外局としてカジノ規制を担う管理委員会が発足しましたが、当面業務を凍結し、疑惑の全容解明を優先すべきです。

また、誘致を目指す自治体にも慎重な対応が求められます。この機に地域の将

来を左右する重大な問題であることを再認識し、誘致の是非を考える必要があります。

我が日本人が得意とする「ものづくり」の国が、賭博を認める国になっていいのでしょうか。今国会に I R 関連 2 法の廃止法案が提出されておりますが、強引な国会運営で封殺されることなく、真摯な議論が求められます。

以上のことから、貴議会におかれましては、一から議論をし直すため、I R 関連 2 法を廃止するよう、国及び関係機関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

### (23-3) 太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の制定を求める請願（請願）

経済産業省は国のエネルギー政策で最も大事な点として、「安全性（Safety）」「エネルギーの安定供給（Energy Security）」「経済効率性（Economic Efficiency）」「環境への適合（Environment）」をあげ、これらの頭文字をとった「3E+S」の追及は各国のエネルギー政策に共通しているとしています。

その一方で、FIT法（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法）による事業計画認定は、他法令における許認可等を担保するものではないため、手続きの中で計画の実現が困難になるケースや、防災・環境上の懸念等をめぐり事業者と地域住民との関係が悪化するなど、種々の問題が顕在化し、国に立地規制導入を求める地方自治体が相次ぎました。

そこで経済産業省は、2017年4月のFIT法改正により関係法令遵守義務を明示し、自治体の制定した条例を含め、違反した場合は認定取り消し等となる仕組みを設けました。

伊那市においては「伊那市再生可能エネルギー発電設備の設置等に関するガイドライン」により太陽光発電設備事業者への指導等を行い、安全確保、地域との共生、太陽光発電設備の適切な廃棄等を図ろうとしています。しかし、現状では避けるべき区域に太陽光発電設備事業が計画され、設置されているケースが見受けられます。

「「3E+S」の追及」「地域と共生可能な発電事業」「市民の生命財産を守る」という観点から、太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を制定し、太陽光発電設備設置禁止区域を指定することは急務と思われまます。

以上のことから、下記事項が実現されますよう、ここに請願いたします。

#### 記

- 1 太陽光発電設備の適正な設置に関する条例を制定し罰則を設けること
- 2 地すべり防止区域・急傾斜地崩落危険区域・土砂災害特別警戒区域・砂防指定地・その他市が必要と認めた区域を太陽光発電設備設置禁止区域に指定すること

(23-4) 「最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書」の提出を  
求める陳情（陳情）

日本の最低賃金は、都道府県ごとに4つのランクに分けられています。

2019年度地域別最低賃金改定状況によると、最も高い東京で時給1,013円、長野県は848円、最も低い15県は790円です。これでは毎日フルタイムで働いても月11万～14万円の手取りにしかならず、憲法が保障する“健康で文化的な最低限度の生活”はできません。

しかも、時間額で223円にまで広がった地域間格差によって地方から労働力が都市部へ流出し、地方の人口減少を加速させ、高齢化と地域経済の疲弊を招いています。いま、全国の多くの自治体が、人口減少に苦しんでいます。地域経済を再生させるうえで、最低賃金を抜本的に引き上げ、全国一律にすることは必要不可欠な経済対策です。

全国労働組合総連合が行っている最低生計費試算調査によれば、健康で文化的な生活をする上で必要な生計費に、地域による大きな格差は認められません。また、若者の自立した生活に必要な生計費は、月に22万円～24万円（税込み）の収入が必要との結果であり、月150時間の労働時間で換算すると、時給1,500円前後が必要となります。

世界各国の制度と比較すると、日本の最低賃金は、OECD諸国で最低水準であり、そのほとんどの国では、地域別ではなく全国一律制となっています。

最低賃金を引き上げるためには、中小・零細企業への助成や融資、仕事おこしや単価改善につながる施策の拡充が必要です。公正取引の観点からも、下請け企業への単価削減・賃下げが押し付けられないように指導し、適正な契約で労働者が生活できる賃金水準を保障することが必要です。最低賃金を引き上げることで、中小企業に働く労働者の約4割の賃金を引き上げることができます。

労働者・国民の生活を底上げし購買力を上げることで、地域の中小・零細企業の営業を改善させる地域循環型経済の確立が求められています。

労働基準法第1条では、「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきものでなければならない」としており、最低賃金法第9条

では、「労働者が健康で文化的な生活を営むことができるようにする」として  
います。

以上のことから、貴議会におかれましては、下記事項について国及び関係機  
関に対して意見書を提出していただきたく、ここに陳情いたします。

#### 記

- 1 労働者の生活を支えるため、最低賃金1,500円以上を目指すこと
- 2 最低賃金法を「全国一律最低賃金制度」に改正すること
- 3 最低賃金の引き上げを円滑にするため、中小企業への支援策を拡充すること